

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書

1 件名

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務

2 目的

「産業首都あいち」と呼ばれるほど産業県のイメージが強い愛知県では、豊かな自然や独自の伝統文化を有している三河山間地域^{※1}や離島^{※2}（以下「あいちの山里・離島」という。）の認知が進んでいない状況である。

そのため、「あいちの山里・離島」の認知度向上を図ることを目的として、2021年度に統一イメージであるキービジュアル^{※3}を策定し、2022年度からは、東京圏在住者に対しキービジュアルを活用したPR事業、2024年度からは、移住促進強化のため、本事業を行っている。

これまでの事業の結果を踏まえ、引き続き効果的で訴求力の高いPR事業を行うことで大都市圏（ここでは東京圏及び近畿圏のことを言う。以下同じ。）における「あいちの山里・離島」の更なる認知度向上や訪問先・移住先としてのイメージ形成を図り、当地域への移住促進につなげることを目的とする。

※1 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、
新城市、設楽町、東栄町、豊根村

※2 佐久島（西尾市）、日間賀島（南知多町）、篠島（南知多町）

※3 ウェブサイトや紙媒体においてメインとなるイメージ画像のこと。

ロゴやシンボルマーク、キャッチコピー等を組み合わせて作られる。



【キービジュアル】

3 事業期間

契約日から2026年3月19日（木）まで

4 事業内容

- (1) イベント等企画・出展業務
- (2) 大都市圏情報への発信業務

5 業務委託の内容

- (1) イベント等企画・出展業務

大都市圏在住者に対して、あいちの山里・離島の認知度向上、訪問先や移住先としてのイメージ形成を図るため、以下の業務を行うこと。

ア 他催イベントへの出展

大都市圏で開催する移住関心層が集まるイベントに出展すること。

出展に必要な出演者等との調整、企画及び運営を行うこと。

出展するイベントは以下のイベントとする。

時期（予定）	出展イベント名
2025年7月19日（土）	おいでや！いなか暮らしフェア 2025
2025年9月20日（土） ～21日（日）	ふるさと回帰フェア 2025 ※出展料は県が別途負担
2025年11月22日（土） ～23日（日）	JOIN 移住・交流&地域おこしフェア 2025

① 他催イベントへの出展における実施項目

【出展の準備】

- ・ イベント出展にあたっては、県が保有する備品等を活用し、あいちの山里・離島地域を効果的にPRすることができるブース装飾を施すこと。また、当該地域の情報を効果的に発信するため、関係市町村等が作成するパンフレット等の提供を事前に依頼すること。

【運営マニュアルの作成】

- ・ 当日の運営については、事前に当日の運営方法を県と協議したうえで、運営マニュアルを作成すること。

【アンケート】

- ・ 他催イベント出展の度、ブース来場者向けにアンケートを実施すること。アンケートの内容については、開催前にアンケートを作成し事前に県の確認を受けること。
- ・ アンケートの回収率を高めるための工夫をすること。

【実施報告書】

- ・ 他催イベント終了後、速やかにアンケート結果を集計し、その結果を記載した実施報告書を作成し、開催後1か月以内に県に提出すること。
- ・ 当該報告書は参加者の申込み情報やアンケート結果等を分析したうえで、次回以降のイベント出展に向けた改善案の提案や来年度事業の提言を含むものとする。

イ 移住セミナーの開催（8回）

【運営】

大都市圏の移住関心層を対象に、あいちの山里・離島地域を移住候補地として魅力的にアピールする場として、移住セミナーを企画・提案し、運営すること。なお、セミナー全体の方向性や戦略を提案し、明示すること。また、開催するセミナーは、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターと共催で実施すること。

① 開催回数、日時及び会場等について

- ・ 委託業務期間内においてセミナーを8回開催すること。ただし、開催回によっ

ては日時、開催方法及び会場等に指定があるため下記に留意すること。

- ・本業務に係る契約締結後、速やかに県と協議の上、セミナー8回分の実施計画案（タイトル・日時・開催場所等）を作成し、県へ提出すること。

○開催日時等に指定がある回

時期（予定）	開催方法	会場	会場使用料負担
2025年8月23日（土）	現地又はハイブリット	大阪ふるさと暮らしセンター	愛知県
2025年11月1日（土）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター	愛知県
2026年2月14日（土）	現地又はハイブリット	ふるさと回帰支援センター	愛知県

- ・上記の会場は、いずれの回も県で手配し、会場の使用料も県負担とする。

○開催日時等に指定がない回

- ・開催日時に指定がない5回のセミナーについては、オンライン形式又はハイブリット形式での開催とすること。
- ・開催日時は、平日夜間又は土日祝の1時間半から2時間程度を基本とし、県と協議の上決定すること。

② 開催方法について

- ・開催方法については、以下㉞、㉟又は㊱の方法で実施し、開催回ごとに㉟で県が指定する方法とすること。
 - ㉞ Web 会議システム等を活用しオンライン上で開催する「オンライン形式」
 - ㉟ 現地会場を設けて開催する「現地形式」
 - ㊱ 現地形式およびオンライン形式を複合し開催する「ハイブリット形式」。
- ・㉟現地形式では、現地対応や動画撮影・同時配信等の設定を行うスタッフを2名以上、現地会場に配置することとし、セミナーの適正な運営を確保すること。
- ・㉞オンライン形式又は㊱ハイブリット形式の開催は、以下に留意すること。
 - (ア) 配信元となる媒体は、Zoom（ミーティング・ウェビナー）、YouTube 等から選択し提案すること。媒体については県と協議の上決定する。
 - (イ) セミナーに参加するために必要な入室情報（URL、ID、パスワード等）は当該セミナーの広報開始前までに設定し、関係者へ通知すること。
 - (ウ) 当日のセミナー開催中は、参加者の入室管理やチャット欄における質問対応など、オンラインで発生する用務に対し円滑に対応すること。
 - (エ) 必要に応じて操作方法等を記載したマニュアル等を作成し、事前に関係者（参加者）へ配布すること。
 - (オ) セミナーの配信本部は、回線の安定性確保の観点から、優先 LAN 接続の可能な会議室等から行うこと。有料 LAN 接続が可能な会議室等から行うこと。有料の会議室等を使用する場合の使用料は受託者の負担となる。
 - (カ) 配信に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）は受託者において準備

すること。

(キ) 配信環境の設定等を行うスタッフを配信本部に配置し、セミナーの適正な運営を確保すること。

③ 定員について

- ・各回の定員は1回につき、20名程度を基本とする。ただし、設定したテーマ等を鑑みて20名以上もしくは以下の定員とすることが、セミナーの効果をより高めるまたは運営上適切であると考えられる場合は、県と協議の上、見込まれる適切な人数を定員として設定することができる。
- ・各回への当日参加者は定員の8割以上となるよう努めること。
- ・金銭や景品等を渡すことを条件にした集客は行わないこと。

④ 共通事項について

- ・オンライン形式でのセミナー実施やセミナー各回の打ち合わせ等に使用するための、Web会議アプリ（Zoomミーティング）の有料ライセンスを本事業受託後速やかに事業実施に必要と見込まれる機関で取得すること。
- ・セミナー参加申込開始日から当日終了までの間において、参加者及び参加申込者からの問い合わせに対応すること。

⑤ 開催内容について

(ア) タイトル、テーマ、構成の設定

- ・本県を移住候補地として強くアピールするため、セミナー全体の企画を設定したうえで、各回のターゲットとなる移住候補者（関心層、検討層、計画層など）とその理由を明確にし、効果的なタイトル及びテーマを企画立案し、提案すること。
- ・セミナーの構成は、講演会方式にとどまらず、現場からのライブ映像配信、ワークショップ、講師との座談会、関係自治体との移住相談会など、あいちの山里・離島地域への移住を検討するセミナー参加者に対して、次の行動を促すことができるよう企画立案し、提案すること。
- ・各回のタイトル、テーマ及び構成については、県と十分に協議の上、確定すること。
- ・セミナーの実施にあたっては、必要に応じて関係市町村、NPO団体その他のほかの移住定住に取り組む関係組織等と連携・調整して実施すること。

(イ) セミナー講師、ファシリテーター、関係者との調整

- ・参加者に対し、本件への移住に関する魅力や事前に検討すべき事項等を実体験から語ることができ、且つ開催テーマに対して専門的な知見を有する魅力ある講師を各開催回に選定し、提案すること。
- ・講師の選定・提案においては、講話等により期待できる効果を明示すること。
- ・各開催回には、セミナーの進行を円滑に行うことができるファシリテーターを配置すること。
- ・講師及びファシリテーターについては、県と協議の上決定すること。

- ・講師及びファシリテーターへの出演依頼や進行内容の確認、移動等について必要な調整を行うこと。
- ・講師及びファシリテーターに対して報償費等を支払うこと。
- ・各セミナーの開催前には、講師及びファシリテーターをはじめ、当日の運営に携わる関係者を対象とした打ち合わせを1回以上行うこと。

⑥ 参加者の募集及び広告

【広報手法】

ターゲットとなる移住検討者等を明確にし、セミナー各回の集客に関する効果的な広報を企画・提案し、実施すること。また、提案・実施にあたっては、SNSを活用した広報、イベント実施後のアーカイブ配信等様々な媒体を活用し、セミナーの集客や効果が広く波及するような運営手法を提案し、実施すること。

- ・委託者が広報するためのチラシ（A4、カラー、両面刷り）を作成すること。
- ・県が所有するSMOUTのアカウントを活用してセミナーの告知及びDM対応を実施すること。（県で保有しているアカウントを使用するため、別途費用はかからない。）

以下の事項について県が実施するため、重複しない手法により実施すること。

- ・県と包括協定等を締結する大学等への広報
- ・宝島社「田舎暮らし」へのイベント情報掲載

⑦ アンケート作成および集計、実施報告書の提出

【アンケート】

- ・セミナー開催の都度、参加者に対してアンケートを実施すること。アンケートの内容については、事前に県の確認を受けること。
- ・オンライン会場の参加者においては、オンライン上にて回答可能な機能を有するアンケートフォームを準備し、現地会場においては紙媒体にてアンケート用紙を作成すること。
- ・アンケートの回収率を高めるための工夫をすること。

【実施報告書】

- ・セミナー終了後速やかにアンケート結果を集計し、その結果及びセミナーの内容を記載した実施報告書を作成し、開催後1か月以内に県に提出すること。
- ・当該報告書は参加者の申込み情報やアンケート結果等を分析したうえで、次回以降のセミナーに向けた改善案の提案や来年度事業の提言を含むものとする。

⑧ 動画の作成

- ・セミナーは各回において、アーカイブ動画として公開できるようセミナーの内容を編集した動画を作成し、セミナー終了後速やかに県に提出すること。
- ・動画は、参加者のプライバシーに配慮するとともに、セミナー内容を編集したダイジェスト版とすること。
- ・提出された動画については、県が内容の確認を行い、修正の必要がある場合

にはその指示に従うこと。

⑨ その他

- ・参加費は無料を原則とする。
- ・やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議のうえ、開催方法等の変更をすることができる。

【留意事項】

以下の事項について県が負担又は実施する。

- ・ふるさと回帰支援センター及び大阪ふるさと暮らし情報センターのセミナールームの予約及び会場使用料の負担
- ・ふるさと回帰支援センター登録者に対するダイレクトメールの発送料の負担（各回100通まで）

ウ PR資材

キービジュアルを活用したノベルティを作成すること。内容及び数量は受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

その他に必要であれば受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

(2) 大都市圏への情報発信業務

大都市圏在住者に対し、あいちの山里・離島の認知度向上を図るとともに、移住後の生活を具体的にイメージしてもらえるよう、適切なPRの方法を2種類以上提案し、県と協議のうえ実施すること。

6 事業全体の運営・管理等

- (1) 本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。
- (2) 本事業についての窓口となる担当者を1名配置すること。
- (3) 県と連絡を密に行い、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- (4) 「あいちの山里・離島移住促進強化事業」に関する業務委託先募集要項に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 事業の推進に当たっては、地元関係者の意向を十分に反映させることとし、必要に応じて打合せの場を設けること。
- (6) トラブル等が発生した場合は、直ちに県に報告すること。
- (7) 利用者・利用団体、協力施設、地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝祭日等における問合せにも対応できるようにすること。
- (8) 問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及

び対応を記録し、直ちに県に報告すること。

7 成果物の提出

事業終了後、以下の成果物を 2026 年 3 月 19 日（木）までに提出すること。提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。

※事業報告書は事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

- (1) 事業報告書（A4判） 2部
（打合せ記録等を含む。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。）
- (2) 事業報告書（電子データ） 1組（CD-R 又は DVD-R）
- (3) 本事業で制作した制作物（PR 資料等） 一式
- (4) (3) で制作した制作物の納品書（事業報告書に挿入すること） 2部
- (5) その他県が必要と指示するもの

8 その他

- (1) 本事業の実施に当たり、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可とする。）を行い、県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。なお、打合せを行う場合は、受託者は議題、要点等を明確化した上で、あらかじめ県に打合せ資料を送付するなど、短時間で生産性の高いものとする。また、打合せ後は、原則として3開庁日以内に県に記録簿を提出すること。
- (2) 受託者は県に代わってイベント出演者や地元関係者等との打合せ等に参加する場合、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3開庁日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (3) 受託者は、県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。報告に当たっては、積極的にメール等デジタル媒体を活用すること。
- (4) 本事業のほか、県が実施する他の事業と積極的に連携を図って業務に当たること。
- (5) 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し著作人格権の行使をしないものとする。
- (6) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (7) 本事業については、「あいち山村振興ビジョン2025」（2020年12月）、「愛知県離島振興計画」（2023年3月）の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、市町村を始めとする地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- (9) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。

- (10) 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- (11) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて県が貸与する。なお、借用に当たり県に借用書を提出することとし、貸与された資料の取扱いは慎重に行い厳重に保管するとともに、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。
- (12) 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議し、県の指示により業務を遂行するものとする。